

南部浄化センターほか維持管理業務委託

一 般 仕 様 書

令和 7 年 9 月

久留米市企業局 上下水道部 下水道施設課

第1章 総 則

(目的)

第1条 この一般仕様書は、久留米市企業局（以下「委託者」という。）が実施する南部浄化センターほか維持管理業務委託（以下「本業務」という。）について、特に必要な事項を定めることにより、本件を受託する民間事業者（以下「受託者」という。）による業務の円滑な遂行を図ることを目的とする。

(業務の履行)

第2条 受託者は、業務対象施設の機能が十分発揮できるよう、この一般仕様書のほか、契約書、特記仕様書、企画提案書及びその他関係書類に基づき、効率的、経済的かつ安全に業務を履行しなければならない。また、本業務対象施設における工事や他の業務委託等が円滑に実施出来るよう協力しなければならない。

(履行期間等)

第3条 本業務の履行期間は、令和8年4月1日から令和11年3月31日までとする。

2 契約締結の日から履行開始迄の期間を準備期間とし、受託者は、本業務の引継ぎを期間内に完了させること。

(対象施設)

第4条 本業務の対象となる施設の名称及び位置は次のとおりとし、浄化センター及びポンプ場等の施設の概要については特記仕様書による。

- | | | |
|-----|-----------|----------------|
| (1) | 南部浄化センター | 久留米市安武町住吉 1900 |
| (2) | 大善寺中継ポンプ場 | 久留米市大善寺町藤吉 959 |
| (3) | 合川中継ポンプ場 | 久留米市新合川一丁目 3 |
| (4) | マンホールポンプ場 | 久留米市内 65 箇所 |

(維持管理業務の内容)

第5条 維持管理業務の内容は次のとおりとし、詳細は特記仕様書に定める。

- (1) 処理場施設
 - ア 保守点検業務
 - イ 運転操作監視業務
 - ウ 水質試験業務
 - エ 事務業務
 - オ その他業務

(付帯業務の内容)

第6条 付帯業務の内容は次のとおりとし、詳細は特記仕様書に定める。

- (1) 庁舎清掃業務
- (2) 自家用電気工作物保安管理業務
- (3) 消防設備等保守点検業務
- (4) 地下燃料タンク気密漏洩検査業務

(法令の遵守)

第7条 受託者は、業務の履行にあたり下水道法、水質汚濁防止法、電気事業法、労働安全衛生法等、その他関係法令を遵守しなければならない。

(業務の管理)

第8条 受託者は、次の業務を管理するものとする。

- (1) 受託者は、労働安全衛生法等の災害防止関係法令の定めるところにより、資格者を配置し、常に安全に必要な措置を講じ、労働災害発生の防止に努めること。また、業務履行にあたり安全管理上の問題が発生した場合は、直ちに必要な措置を講じ、速やかに委託者に連絡するとともに、その指示に従わなければならない。
- (2) 受託者は、処理場施設等の構造、性能等を十分に理解し、業務の履行にあたっては常に問題意識をもってこれに当たり、設備の保全に努めるものとする。
- (3) 受託者は、自然災害及び下水処理機能に重大な支障を生じた場合に備え、緊急時の体制を整えるとともに、常にこれに対処できるように準備しなければならない。
- (4) 緊急及び非常事態の発生に対する体制等については、事前に委託者と協議・調整し、連携を図ることが出来るようにしなければならない。
- (5) 受託者は、地域住民と充分に協調を保ち、業務の円滑な進捗に期すること。

(業務体制)

第9条 受託者は、本業務に従事する業務従業員（以下「従業員」という。）の氏名及び分担等を書類にて委託者に通知しなければならない。また、異動がある場合は、事前に通知することとする。

- (1) 受託者は、従業員の中に委託者の指定する資格を有する者を配置しなければならない。
- (2) 委託者は、従業員の中に業務の履行または管理上著しく不相当と認められるものがいた場合には、その理由を明示し必要な措置を求めることができる。
- (3) 受託者は、前項の規定による委託者からの要求があった場合、業務に支障がないよう適切に措置するとともに、その結果を委託者に報告しなければならない。

(業務統括責任者の選任)

第10条 受託者は、下水処理場での実務経験を10年以上有し、下水道管理技術認定試験（処理施設）合格者、若しくは下水道技術検定（第3種）合格者の中から、業務統括責任者及び業務副統括責任者を専任しなければならない。

(業務統括責任者の職務)

第11条 業務統括責任者の職務は次のとおりとする。

- (1) 本業務全体を把握し、最高責任者として統括的な管理、監督を行うこと。
- (2) 契約書、仕様書、その他関係書類により業務の目的、内容を十分理解し、効率的且つ経済的な運転に努めること。
- (3) 日常の業務執行状況を随時委託者へ報告するとともに、必要に応じて協議を行うこと。
- (4) 従業員を教育し、技術の向上、事故防止、安全衛生等に努めること。

(資格者の選任)

第12条 受託者は、本業務の履行に必要となる次の資格者を選任しなければならない。

- (1) 酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習修了者
- (2) 危険物取扱者甲種または乙種第4類取得者
- (3) 第1種電気工事士または第3種電気主任技術者
- (4) 小型移動式クレーン運転技能教育修了者
- (5) 玉掛技能講習修了者

2 (1) から (5) については、同一の者が複数を兼務してもよい。

(業務履行計画)

第13条 受託者は、速やかに運転管理業務計画書を作成し、委託者に提出しなければならない。

2 運転管理業務計画書には、次の事項を示さなければならない。

- (1) 実施方法
- (2) 人員体制
- (3) 業務履行体制
- (4) 施設、使用物件の管理、使用方法
- (5) 保守点検計画
- (6) 運転管理計画
- (7) 施設管理計画
- (8) 労働安全対策（安全訓練活動等の実施要領についても記載すること）
- (9) 衛生管理

3 計画内容に変更が生じた場合には、速やかに変更届を提出しなければならない。

(提出書類)

第14条 受託者は、契約締結後速やかに次の書類を提出しなければならない。

- (1) 着手届
- (2) 企画提案書に関連する実施計画書、中間報告書、実績報告書
中間報告書は半年毎、実績報告書は年度毎とする。
- (3) 業務統括責任者選任届
業務統括責任者及び業務統括副責任者の経歴書並びに資格証の写しを添付
- (4) 運転管理業務計画書
- (5) 有資格者一覧表
従業員の資格所持状況が確認できるもの（資格証の写しを添付）
- (6) 業務分担届
業務履行体制、人員配置計画が確認できるもの
- (7) その他、委託者が求める書類

2 前項の書類に変更が生じた場合には、速やかに変更届を提出しなければならない。

3 各月の業務が完了した時は、当該月の業務完了報告書を提出しなければならない。

(完了検査)

第15条 受託者は、業務完了時に業務完了報告書、日報、月報、その他必要な書類により、委託者の検査を受けなければならない。

(施設の管理)

第16条 受託者は、浄化センター等の施設を目的外に利用してはならない。

2 受託者は次に掲げることを厳守すること。

- (1) 業務関係者以外の立ち入り禁止
- (2) 業務関係物品、資材以外の持ち込み禁止
- (3) 業務関係車輛以外の乗り入れ禁止
- (4) 委託者財産及び所有物の無断持ち出し禁止
- (5) 事務室等の整理・整頓

3 業務の履行において、周辺住民と紛争等が生じないように努めなければならない。

4 本業務に関する、外部からの照会、意見、要望、住民対応、依頼等の対応については、委託者が行うものとする。

第2章 業務要領

(業務予定表)

第17条 受託者は、各月末までに翌月の作業予定、機器の整備点検予定の計画書を作成し、委託者へ提出しなければならない。

2 受託者は、委託者と協議して決定した作業予定表に従い、誠実にその業務を履行しなければならない。

(緊急時（異常気象等）の対応)

第18条 豪雨、台風、停電、その他外部事由による緊急事態が発生した場合、速やかに委託者に報告するとともに、早期復旧に努めなければならない。

2 本業務の体制では対応が困難な場合において、委託者から対応に必要な体制を取るよう要請があった場合は、当該体制の確保に最大限努めること。

(機器の点検と報告)

第19条 受託者は、日常及び定期的に点検整備を実施し、結果を取り纏め、毎月委託者に報告しなければならない。

2 点検の結果、異常又は故障が発見された場合は、速やかに委託者に報告するとともに、その対応方法を協議し、業務に支障がないよう措置しなければならない。

3 上記のほか、委託者から報告書の提出を求められた場合は、速やかに提出しなければならない。

(運転記録等の報告)

第20条 受託者は、委託者が認めた運転管理日報等に所要事項を記入し、委託者へ提出しなければならない。

2 受託者は、委託者が認めた運転管理月報に所要事項を記入し、翌月速やかに委託者へ提出しなければならない。

3 受託者は、委託者が認めた運転管理年報に所要事項を記入し、翌年度速やかに委託者へ提出しなければならない。

(簡易な修理及び補修)

第21条 受託者は、点検整備により発見された不良箇所や故障のうち、備え付け工具、予備品等を用いて修理可能なものについては、委託者の承諾を得て修理しなければならない。ただし、緊急を要する場合には、応急措置を行った後、委託者へ書面をもって報告するものとする。

2 応急措置後は、対応方法を委託者と協議して決めなければならない。

(安全衛生管理)

第22条 受託者は、作業の実施にあたり、労働安全衛生法及びその他関係法令を遵守し、業務を履行するものとする。

2 受託者は、関係者以外の者が施設内の危険箇所へ立ち入らないよう、管理を徹底しなければならない。

(安全教育及び訓練)

第23条 受託者は、従業員に対して必要な知識及び技能に関する教育を施し、技術力の向上に努めなければならない。

2 受託者は、従業員または関係者に対し、事故その他災害時及び緊急時の対応について、指導及び訓練を行わなければならない。

3 受託者は、毎月安全教育及び訓練の内容について、委託者に書面で報告しなければならない。

(火災の防止)

第24条 受託者は、施設の火災を未然に防止するため、火元責任者を選任し、火気の始末を徹底するとともに、火災の防止に努めなければならない。

(盗難の防止)

第25条 受託者は、業務場所における設備機器、備品工具等の盗難及び不法侵入者の防止に努めなければならない。

(整理整頓)

第26条 受託者は、業務場所を適宜清掃するとともに、不要な物品等を整理、整頓し、清潔になるよう努めなければならない。

第3章 その他事項

(事務室の使用)

第27条 業務履行に必要な事務室、休憩室、浴室等（以下、「事務室等」という。）は、契約期間中は無償で貸与する。

2 事務室等の使用期間中に、受託者の責による汚損等があった場合には、受託者の費用負担で直ちに修復しなければならない。

3 事務室等の使用に伴う光熱水費は無償とするが、その使用にあっては常に節約に努めなければならない。

(施設等の使用)

第28条 委託者は、本業務の履行に必要な委託者の施設及び設備（以下、「施設等」という。）を指定し、受託者にその使用を認めるものとする。

- 2 受託者は、施設等を常に良好な状態に保つよう管理しなければならない。
- 3 受託者は、施設等を本業務の履行以外の目的で使用してはならない。ただし、事前に委託者の許可を受けた場合は、この限りではない。
- 4 受託者は、契約期間が満了した時又は契約が解除された時は、速やかに施設等を原形に戻し、委託者に明け渡さなければならない。

(完成図書、工具・安全対策器具等、貸与品)

第29条 委託者は、本業務の履行に必要な浄化センター等の完成図書類及び専用工具等を受託者に貸与する。

- 2 受託者は、貸与された物品等について台帳を作成し、その保管状況を明らかにしなければならない。また、委託者の求めがあった場合は、これを提示しなければならない。
- 3 受託者は、貸与品を故意又は過失により損傷、紛失した時は、その損害を補償しなければならない。
- 4 業務履行に必要な安全管理器具は、原則として受託者が用意するものとする。（別表1）
- 5 点検整備、簡易な修理に必要となる小型工具類や測定機器等は、原則として受託者が用意するものとする。

(備品及び消耗品等)

第30条 次の各号に掲げる受託者が専ら使用する備品及び業務履行に必要な消耗品等の調達に要する経費は受託者が負担するものとする。

- (1) 潤滑油類費（補充用のオイル、グリースなど）
- (2) 燃料費（作業用、車両用等）
- (3) 塗装費（軽微な部分補修用塗料）
- (4) 報告記録用紙費
- (5) 什器・備品（別表2）
- (6) 消耗品（別表3）

(交換部品等の受託者による調達)

第31条 前条の規定に該当しない交換部品等については、各年度において総額 3,000 千円（消費税等を含まない）を超えるまでは受託者において調達するものとし、その執行にあたっては事前に委託者の確認を受けるものとする。また、受託者は委託者にその執行状況について毎月報告を行うとともに、交換部品等の入荷に対し、委託者の検収を受けるものとする。なお、交換部品等の調達単価の上限額は 200 千円（消費税等を含まない）を基本とするが、これによりがたい場合は委託者との協議により決定する。

(従業員の服装等)

第32条 従業員の服装は、清潔で安全かつ作業性に配慮したものとする。

- 2 従業員は、受託者名を明記した社章等を着用しなければならない。

(準備及び引継ぎ)

第33条 本業務の履行に際し、支障をきたすことがないように、準備及び研修並びに引継ぎを行うものとする。ただし、準備期間に要する経費は受託者が負担するものとする。

(対象施設の変更)

第34条 委託者は、履行期間内において、本業務の対象となる施設に変更があった場合は、業務委託料の変更を行うものとする。

(疑義等)

第35条 本仕様書の内容に疑義が生じた場合には、両者協議のうえ定めるものとする。

別表 1 受託者が用意する安全管理器具

- ・保護具（ヘルメット，防塵マスク，保護メガネ，保護衣等）
- ・携帯用ガス検知器（毒性ガス，硫化水素，酸素，可燃性ガス）
- ・墜落制止用器具，セーフティーブロック
- ・安全標識関係（安全標識，安全ロープ，ガードコーン，コーンバー等）
- ・救急用品・空気呼吸器類・その他

別表 2 受託者が用意する什器・備品

・連絡用自動車・自転車・電話機・携帯電話・FAX・パソコン・プリンタ・事務用机・事務用椅子類・書庫類・黒板類・複写機・被服類・下足箱・傘立・掃除具収納庫・写真機・ロッカー類・茶器類・寝具類・洗濯機・履物類・点検整備及び修繕に用いる汎用工具類及び汎用測定器具（テスター・検電器類） 等

別表 3 受託者が用意する消耗品

- ・整備用品（掃除用具、ウェス、洗浄油類）
- ・補修用材料（ボルト、ナット、パッキン、ヒューズ、ランプなど一般汎用品の範囲内）
- ・衛生用品（石鹼、消毒液、救急用薬品、トイレットペーパー）
- ・清掃用品（清掃用ゴミ袋）
- ・その他日用品、事務用品等

南部浄化センターほか維持管理業務委託

特 記 仕 様 書

令和 7 年 9 月

久留米市企業局 上下水道部 下水道施設課

(業務対象施設の概要)

第1条 一般仕様書（以下「仕様書」という。）第4条に規定する対象施設の概要等は、下のとおりとする。

(1) 処理場施設

名 称 : 南部浄化センター
所在地 : 久留米市安武町住吉 1900
敷地面積 : 12.1ha
供用開始 : 平成 6 年 4 月
処理方式 : 嫌気無酸素好気法（段階的高度処理）
排除方式 : 分流式
放流先 : 準用河川 安武川
処理能力 : 47,000 m³/日
主要設備 : 図面「水処理フロー図」「汚泥処理フロー図」を参照

(2) 中継ポンプ場

ア 名 称 : 大善寺中継ポンプ場
所在地 : 久留米市大善寺町住吉 959
供用開始 : 平成 9 年 4 月
排除方式 : 分流式
排水能力 : 3.8 m³/分（定格時）
放流先 : 大善寺 2 号污水幹線（管断面 500mm）→南部浄化センター

イ 名 称 : 合川中継ポンプ場
所在地 : 久留米市新合川一丁目 3
供用開始 : 平成 14 年 4 月
排除方式 : 分流式
排水能力 : 22.5 m³/分（定格時）
放流先 : 合川善導寺污水幹線（管断面 1,500mm）→南部浄化センター

(3) マンホールポンプ場

市内 65 箇所（詳細は別表「マンホールポンプ場施設の概要」を参照）

(業務委託の概要)

第2条 受託者は、放流水質基準の遵守及び本業務の対象となる設備の機能保持を行うため、その機能に支障を生じさせることなく円滑に運転し、危機管理体制も含めた適正な維持管理を行うものとする。また、受託者は、本業務の履行に際しては、当該設備能力等を熟知するとともに、コスト縮減を念頭に業務にあたることとする。

(維持管理業務の内容)

第3条 仕様書第5条に規定する業務の主な内容は、以下のとおりとする。

(1) 保守点検業務の内容

施設の各設備等の正常な運転を確保するために実施する日常・定期・臨時点検および簡易な故障修理等の業務。保守点検基準については、「下水道施設維持管理積算要領（2020 年版）第4編「下水道機械・電気設備保守点検基準」に準拠する。

ア 日常点検

運転状態の機器及び設備について、異常の有無、兆候を発見するため、原則として毎日行う点検のことで、主として目視、触感、確認、測定、調整及び記録等の作業

イ 定期点検

機器及び設備の損傷、腐食及び摩耗状況を把握し、修理、修繕等の保全計画を立てるため、1週、1ヶ月、3ヶ月、6ヶ月、1年等期間を定めて行う点検のことで、主として測定、調整、分解、清掃及び記録等の作業

ウ 臨時点検

日常及び定期点検以外に行う臨時的な点検及び記録等の作業のことで、故障警報等、機器及び設備の異常に対して状況を確認するために実施する。

エ 定期自主点検

法令の定めに従い、場内で自ら行う点検及び記録の作業

オ 簡易な故障修繕

特殊な機器、部品、高度な専門技術または外部からの人的応援を必要としないで、勤務時間内に作業、処理できる修繕

カ 点検設備等周辺の清掃

機器及び設備の据付場所、水路、トラフ等の清掃、補修ペンキ塗りなどの作業

キ マイクロガスタービン発電機、マイクロガスエンジン発電機、小水力発電機、太陽光発電機の維持管理

日常点検、吸気フィルタの清掃及び交換作業

(2) 運転操作監視業務の内容

設備等を安定的かつ適正に運転するために常駐して行う以下の作業

ア 監視室における監視、操作、記録等の作業

イ 現場（機側の操作盤等）における操作等の作業(小水力・太陽光発電設備を含む)

ウ 管理日報の作成、電気室等における計器類の指示値の記録等の作業

エ 監視室内の整理、清掃等の作業

オ 夜間の巡視点検

カ 大雨等による浸水排除運転・改築工事等による調整運転等の作業

キ マイクロガスタービン発電機、及びマイクロガスエンジン発電機の警報確認、ガス発生量減少や故障に伴う停止操作、及び再稼動予定時間を関係各所へ連絡する作業

ク 委託範囲外の中継ポンプ場及びマンホールポンプ場で異常が発生した場合の担当職員への連絡作業(三潴中継ポンプ場・上津中継ポンプ場・北野中継ポンプ場)

(3) 水質試験業務の内容

処理場施設の適正な維持管理のために行う水質試験に関する以下の作業

ア 水質試験業務の補助作業（採水、分析）

イ データ整理等の作業

ウ 水質試験器具の洗浄作業

(4) 事務業務の内容

庶務一般業務等に係わる以下の作業

- ア 委託者との業務打ち合わせ、報告（設備運転・水質試験等に関すること）
- イ 消耗品・備品・修繕材料等の発注補助
- ウ 年間計画書・月間計画書の作成
- エ 日誌、日報、月報、年報の整理、運転記録の整理、文書等の作成、整理等の作業
- オ 事務室内の整理、整頓等の簡易な作業
- カ 庁舎清掃業務、自家用電気工作物保安管理業務、消防設備等保守点検業務、地下タンク気密漏洩検査業務、法定点検等の発注業務
- キ 設備台帳システムへのデータ入力業務（詳細は別紙1のとおり）
- ク 保守点検業務や運転操作監視業務における管理データのまとめと提供（必要に応じて）

(5) その他業務の内容

ア 常駐での業務委託における、以下の作業

- ① 建物（事務室、廊下等）の清掃、除草、屋外清掃等の作業
- ② 場内整備に係わる備品、材料等の整理、整頓等の作業
- ③ ユーティリティ（薬品、燃料等）、消耗品・備品等の入荷、保管管理等の業務
- ④ 沈砂・スクリーンかす・脱水汚泥等の場外搬出業務、植栽管理業務に係わる立ち会い作業・補助作業
- ⑤ 受託者の業務に伴い発生する産業廃棄物（ゴム手袋等）は、受託者の責任において廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき適正に処理を行うこと。また、委託者の事業に伴い発生する廃棄物（使用済みの薬品袋、受託者の実施する施設修繕等に伴い発生する廃材等）は、委託者の指定する場所に分別し集積すること。なお、集積に使用する袋等は受託者において準備するものとする。

イ 巡回での業務委託における、以下の作業

- ① ユーティリティ（薬品、燃料等）、消耗品・備品等の入荷、保管管理等の業務
自家用電気工作物保安管理業務、消防設備等保守点検業務、地下タンク気密漏洩検査業務に係わる立会い作業

ウ 安全管理のため必要な作業

- ① 交通誘導作業
- ② 安全管理作業

エ 処理場施設内のイベントや施設利用の準備等に必要な作業

- ① 施設説明等作業
- ② 東西広場の施錠開閉
- ③ イベント準備作業
久留米市主催行事に係わる準備・設営作業等の補助業務（上下水道フェア、場内開放を伴うイベント（花見等）など）

オ 処理場施設見学対応業務

見学の受付及びパンフレット等の調達は委託者が行い、見学対応は受託者が行うものとする。

(付帯業務の内容)

第4条 仕様書第6条に規定する業務の主な内容は、以下のとおりとする。

(1) 庁舎清掃業務の内容

処理場施設内を清潔に保つために行う清掃業務、詳細は別紙2のとおりとする。

(2) 自家用電気工作物保安管理業務の内容

南部浄化センター及び中継ポンプ場の自家用電気工作物保安規定に基づいて行う業務、詳細は別紙3のとおりとする。

(3) 消防設備等保守点検業務委託の内容

南部浄化センターの消防設備等の保守点検を消防法第17条の3の3の規定に基づき行う業務、詳細は別紙4のとおりとする。

(4) 地下タンク気密漏洩検査業務の内容

南部浄化センターの地下タンクの気密漏洩検査を消防法第14条の3の2の規定に基づき行う業務、詳細は別紙5のとおりとする。

別紙 1 (設備台帳システムへのデータ入力業務の概要)

- 1 電気・機械設備の基本仕様、故障履歴、点検整備や修繕、改築の情報をデータとして久留米市が指定する台帳システムに入力し、蓄積する作業である。本仕様書に明記されていない事項については、「下水道維持管理指針 総論編 マネジメント編 -2014 年版- 第 5 章 施設情報管理」に準拠する。

- (1) 対象施設

- ア 処理場施設

- 南部浄化センター

- イ 中継ポンプ場

- 大善寺中継ポンプ場、合川中継ポンプ場、上津中継ポンプ場、北野中継ポンプ場、三潴中継ポンプ場、マンホールポンプ場（本業務委託対象外のマンホールポンプ場約 52 箇所を含む）

- (2) 業務内容

- ア 下水道施設諸元情報の入力・整備作業

- 下水道施設の構造、能力、形式、設置年等の諸元情報を整備・管理する。

- イ 維持管理情報の入力・整備作業

- 下水道施設の維持管理において発生する様々な情報を整備・管理する。

- ① 故障、修繕履歴、点検、調査、運転記録、清掃等の履歴情報

- 久留米市発注の修繕、改築工事等の情報入力を含む。

- ② 上記に関連する補完資料（報告書、帳票、図面、各種記録等）

- ウ その他付帯情報

- 施設管理を行う上で必要とされる関連情報や修繕及び改築計画に関する情報を整備・管理する。

2. その他事項

- (1) 受託者管理外施設のデータについて

- 受託者管理外施設のデータ入力が必要となる資料等については、委託者が提供するものとする。

- (2) 質疑等

- 本仕様書の内容に疑義が生じた場合には、両者協議のうえ定める。

別紙 2 (庁舎清掃業務の概要)

1 庁舎清掃業務の概要は以下のとおりとする。

(1) 対象施設

南部浄化センター（詳細は添付図面のとおり）

(2) 業務内容

委託する業務の内容は次のとおりとする。なお、清掃場所・面積等については、設計書明細に基づくものとする。

ア 清掃作業

① 日常清掃

週単位で日常的に行うこと。土曜日、日曜日、祝日を除く日における午前中迄に完了し、その後は適宜巡回清掃し、常に美観の保持に努めなければならない。

なお、事務室の清掃は、執務時間以外に行うこととするが、執務に支障がないときは、適宜実施することができるものとする。

② 定期清掃

月または年に数回、定期的に行うこと。清掃日は、原則閉庁日とする。

イ 衛生用品（消耗品）の補充

使用に不便をきたさないよう定期的に補充を行うこと。

ウ 廃棄物の処理

除塵や屑箱からのごみ収集等の清掃作業により発生した燃やせるごみ（一般廃棄物に限る）は久留米市指定の事業所専用指定ごみ袋に入れ、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき適正に処理を行うこと。

また、委託者の事業に伴い発生するガラスくず、蛍光管や委託者の排出する空き缶、空き瓶、ペットボトルは委託者の指定する場所に分別し集積すること。なお、事業所専用指定ごみ袋及びガラスくず等の集積に使用する袋等は受託者において準備するものとする。

(3) 作業実施予定および報告について

受託者は、年間作業実施予定表及び月単位で予定表と報告書を作成し、承認を得なければならない。

(4) 業務の手直し

委託者は、業務実施が契約書及び仕様書に適合していないと認めたときには、業務の手直しを命ずることができる。

(5) 業務履行に必要な費用負担

業務に必要な機械器具、消耗品、作業服などは、受託者の負担とする。ただし、水道光熱費については、委託者の負担とする。

(6) 機械器具・薬品の指定

業務に使用する機械機器、薬品等は、実証実験済みの優良品を使用しなければならない。また、ワックス等は耐久性が約1年以上のものを使用しなければならない。

(7) 業務履行上の注意事項

- ア 庁舎清掃の業務を外部委託する場合は、業務の責任者及び業務従事者の名簿等の提出を受け適切に管理すること。
- イ 受託者は、契約書、仕様書等に記載のない事項についても、担当職員からの指示があった場合は、内容を協議の上、指示に従い実施するものとする。
- ウ 業務を実施するために使用する材料、機器等は建築物の構造機能及びその材質を破損又は変質させないような品質良好なものとし、新製品は十分なテストの上、担当職員の承認を受けなければならない。
- エ 作業員は、庁舎設備機器、備品等の破損個所を発見したときは、直ちに担当職員に報告しなければならない。
- オ 受託者は、本業務の処理上知り得た一切の情報は機密扱いとし、これを第三者に開示してはならない。

別紙3 (自家用電気工作物保安管理業務の概要)

1 自家用電気工作物保安管理業務の概要は以下のとおりとする。

(1) 対象施設

ア 処理場施設

南部浄化センター 受変電設備

受電設備 : 2,605kVA

非常用予備発電機 : 1,000kVA、20kVA

常用発電所 : 204kW

絶縁常時監視装置 : 自動 IT

デマンド監視装置 : 無

高圧監視装置 : 無

イ 中継ポンプ場

① 大善寺中継ポンプ場 受変電設備

受電設備 : 47kVA

非常用予備発電機 : 62.5kVA

常用発電所 : 無

絶縁常時監視装置 : 無

デマンド監視装置 : 無

高圧監視装置 : 無

② 合川中継ポンプ場 受変電設備

受電設備 : 500kVA

非常用予備発電機 : 400kVA

常用発電所 : 無

絶縁常時監視装置 : 無

デマンド監視装置 : 無

高圧監視装置 : 無

(2) 業務内容

受託者は、みなし設置者として電気事業法で義務付けられている以下の業務を行う。

電気工作物の詳細については、添付図面のとおりとする。

ア 自家用電気工作物の維持、技術基準適合維持（電気事業法第 39 条）

イ 保安規定の制定、届出、遵守（電気事業法第 42 条）

ウ 電気主任技術者の選任、届出（電気事業法第 43 条）

(3) 外部委託について

受託者は、電気事業法施行規則第 52 条第 2 項の規定に基づき、電気保安法人への外部委託を認めるものとする。外部委託する場合は、業務の責任者及び業務従事者の名簿等の提出を受け適切に管理すること。

(4) 保安規定について

受託者は、自家用電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安を確保するため、保安規定を定めなければならない。保安規程には、電気事業法施行規則第 50 条第 4 項に基づいて次の項目について具体的に定めることとし、受託者は保安規定を遵守しな

なければならない。

- ア 電気工作物の工事、維持又は運用に関する業務を管理する者の職務及び組織に関すること。
- イ 電気工作物の工事、維持又は運用に従事する者に対する保安教育に関すること。
- ウ 電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安のための巡視・点検及び検査に関すること。
- エ 電気工作物の運転又は操作に関すること。
- オ 発電所の運転を相当期間停止する場合における保全の方法に関すること。
- カ 災害その他非常の場合に取るべき措置に関すること。
- キ 電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安についての記録に関すること。
- ク その他、電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安に関し必要な事項。

別紙 4 (消防設備等保守点検業務の概要)

1 消防設備等保守点検業務の概要は以下のとおりとする。

(1) 点検対象施設

- ア 処理場施設
南部浄化センター
- イ 中継ポンプ場
合川中継ポンプ場

(2) 業務内容

消防法第 17 条の 3 の 3 の規定に基づく点検業務を行う。なお、本業務委託の点検の種類及び点検内容は、消防庁告示第 14 条で定める基準に基づき、実施するものとする。

(3) 点検対象設備

- ア 処理場施設
「南部浄化センター点検対象設備 1/3 2/3 3/3」のとおりとする。
- イ 中継ポンプ場 消防設備
「合川中継ポンプ場点検対象設備」のとおりとする。

(4) 業務履行上の注意事項

消防設備等保守点検業務を外部委託する場合は、業務の責任者及び業務従事者の名簿等の提出を受け適切に管理すること。

南部浄化センター点検対象設備（１／３）

	ポンプ棟	沈砂池棟	ポンプ棟連絡管廊	自家発地下タンク	管理棟・自家発棟	水処理棟
屋内消火栓設備※1 (ポンプ一式、消火栓)						
自動火災報知設備 (受信機、発信機、感知器) ※1	受信機P型1級 9/10 発信機P型1級 6個 煙光電式スポット型 58個	発信機P型1級 2個 煙光電式スポット型 4個			受信機P型1級 43/60 副受信機P型1級 43/55 発信機P型1級 7個 差動式スポット型 47個 定温式スポット型 6個 煙光電式スポット型 28個	受信機P型1級 4/5 発信機P型1級 5個 煙光電式スポット型 34個
ガス漏れ火災報知設備	※1				ガス漏れ警報器 11個	
主音響装置	内臓ブザー 1個				ベルDC24V20mA 1個	内臓ブザー 1個
地区音響装置	ベルDC24V15mA 8個	ベルDC24V15mA 2個			ベルDC24V15mA 9個	ベルDC24V15mA 5個
非常放送設備 (非常警報器具及び設備) ※1	点検対象施設	点検対象施設	点検対象施設		増幅部 EM-E26GS EM-A163 S.P 3W 壁掛型 2個 7W 埋込型 23個	点検対象施設
消火器	ABC 粉末 10 型 8 本			ABC 粉末 10 型 2 本 ※2	ABC 粉末 10 型 20 本	ABC 粉末 10 型 9 本
誘導灯※1	避難口・小型 9 個	避難口・小型 3 個 通路・小型 1 個	避難口・中型 6 個		避難口・中型 22 個 避難口・小型 1 個	避難口・小型 15 個 通路・小型 9 個 避難口・BL 級 9 個

南部浄化センター点検対象設備（2／3）

	汚泥処理連絡管廊	汚泥処理棟	工作棟	塩素混和池棟	第 1 濃縮棟	第 2 濃縮棟
屋内消火栓設備※1 (ポンプー式、消火栓)		屋内消火栓設備 1 号消火栓 7 基※ 4, 5				
自動火災報知設備 (受信機、発信機、感知器) ※1		受信機 P 型 1 級 17/20 発信機 P 型 1 級 9 個 煙光電式スポット型 191 個		発信機 P 型 1 級 1 個 煙光電式スポット型 4 個	受信機 P 型 1 級 4/5 発信機 P 型 1 級 3 個 煙光電式スポット型 20 個	受信機 P 型 2 級 4/5 発信機 P 型 2 級 4 個 差動式スポット型 51 個 煙光電式スポット型 12 個
ガス漏れ火災報知設備	※1	ガス漏れ警報器 1 個				
主音響装置		内臓ブザー 1 個			内臓ブザー 1 個	内臓ブザー 1 個
地区音響装置		ベル DC24V20mA 12 個		ベル DC24V15mA 1 個	ベル DC24V15mA 3 個	ベル DC24V10mA 4 個
非常放送設備 (非常警報器具及び設備) ※1		点検対象施設			点検対象施設	点検対象施設
消火器		ABC 粉末 10 型 16 本	ABC 粉末 10 型 2 本 ※2	ABC 粉末 10 型 1 本	ABC 粉末 10 型 7 本	ABC 粉末 10 型 7 本
誘導灯※1	避難口・小型 14 個	避難口・小型 24 個 室内通路・小型 4 個 廊下通路・中型 2 個			避難口・小型 12 個	避難口・小型 8 個 通路・小型 2 個

南部浄化センター点検対象設備（3／3）

	加温棟	消化槽管理棟	特記事項
屋内消火栓設備※1 (ポンプ一式、消火栓)			※1 屋内消火栓設備，自火報設備，ガス漏れ火報設備，誘導灯設備には配線点検も含まれるものとする。 ※2 自家発地下タンク及び工作棟の消火器の点検結果については、自家発・管理棟の点検票に記述する。 ※3 加温ボイラ用タンクの消火器の点検結果については、加温棟の点検票に記述する。 ※4 屋内消火栓設備の消防ホースは耐圧性能点検を実施すること。 (1号消火栓 7基，消防ホース(Φ40, 20m) 14本) ※5 非常電源(非常電源専用受電設備) 点検を実施すること。
自動火災報知設備 (受信機、発信機、感知器) ※1	受信機P型1級 1個 発信機P型1級 2個 定温式スポット型 10個 煙光電式スポット型 7個	受信機P型1級 1個 発信機P型1級 7個 煙感知器防爆型 8個	
ガス漏れ火災報知設備	※1	ガス漏れ警報器 8個	
主音響装置	内臓ブザー 1個	内臓ブザー 1個	
地区音響装置	ベルDC24V15mA 2個	ベル防爆型 7個	
非常放送設備 (非常警報器具及び設備) ※1	点検対象施設	点検対象施設	
消火器	ABC粉末10型 6本 ※3	ABC粉末10型 7本	
誘導灯※1	避難口・小型 4個	避難口・小型 8個	

合川中継ポンプ場点検対象設備

場 所	箇 所	設 備	自動火災報知設備															誘導灯 及び 誘導標識		消 火 器 具	粉 末 消 火 設 備	屋内 消火栓 設備			非常電源 （非常電源専用受電設備）		
			感知器												地区音響装置	発信機	配線点検	誘導灯及び誘導標識	配線点検			屋内消火栓設備	配線点検	消防ホース耐圧試験調査			
			差動式			スポット型	定温式	感知線型	熱アナログ式スポット型	煙式				分離型													
			分布型							スポット型				分離型													
			空気管式	熱電対式	熱半導体式					イオン化式	光電式	イオン化アナログ式	光電アナログ式	光電式												光電アナログ式	非蓄積
合川中継 ポンプ場	合川中継 ポンプ場	地下 2階					9											1	1	1式	1式	1式	1式				
		地下 1階	3															1									
		1階					1					14						1	1								
		階段 1										1															
		階段 2										2															

別紙5 (地下タンク気密漏洩検査業務の概要)

1 地下タンク気密漏洩検査業務の概要は以下のとおりとする。

(1) 対象施設

南部浄化センター

(2) 業務内容

消防法第14条の3の2の規定に基づく自家発用地下タンク気密漏洩検査点検業務

(3) 検査対象設備

自家発電設備用地下燃料貯留タンク 容量 6kL 1 槽

(3) 検査方法

ア 気相部

① 微加圧検査法

対象設備：地下燃料貯留タンク、埋設配管

② 微減圧検査法

対象設備：地下燃料貯留タンク、埋設配管

イ 液相部

その他の方法

0.3mm以下の穴からの漏れを検知できる精度の点検方法かつ(財)全国危険物安全協会が性能評価した方法・機器で行う検査であること。

(4) 業務履行上の注意事項

地下タンク気密漏洩検査業務を外部委託する場合は、業務の責任者及び業務従事者の名簿等の提出を受け適切に管理すること。

別表 マンホールポンプ場施設概要 (65ヶ所)

令和7年度

名 称	所 在 地(久留米市)	揚 水 能 力	ポンプ能力・台数	稼働開始
浄化センター場内	安武町住吉1900(南部浄化C地内)	0.162m ³ /min×2台(うち1台予備)	1. 5KW×2台	H06
甲の面	大善寺南1丁目22 付近	0.45m ³ /min×2台(うち1台予備)	2. 2KW×2台	H05
西小路	大善寺町宮本1336-1 付近	0.45m ³ /min×2台(うち1台予備)	3. 7KW×2台	H06
天建寺	大善寺町中津1025-2 付近	0.45m ³ /min×2台(うち1台予備)	2. 2KW×2台	H06
住吉	安武町住吉439-1 付近	0.45m ³ /min×2台(うち1台予備)	1. 5KW×2台	H06
玉垂	大善寺町宮本1458 付近	0.45m ³ /min×2台(うち1台予備)	1. 5KW×2台	H18
安武団地	安武町安武本1187-3 付近	0.45m ³ /min×2台(うち1台予備)	1. 5KW×2台	H09
大善寺大橋	大善寺町宮本1002-1 付近	0.45m ³ /min×2台(うち1台予備)	1. 5KW×2台	H09
安武古町	安武町住吉古町520-1 付近	0.8m ³ /min×2台(うち1台予備)	3. 7KW×2台	H09
安武瀬戸	安武町安武本612 付近	0.64m ³ /min×2台(うち1台予備)	2. 2KW×2台	H10
大善寺庄前	大善寺町夜明1135 付近	0.45m ³ /min×2台(うち1台予備)	1. 5KW×2台	H10
安武北古賀	安武町武島604-4 付近	0.87m ³ /min×2台(うち1台予備)	3. 7KW×2台	H11
安武南笹	安武町武島3922 付近	1.06m ³ /min×2台(うち1台予備)	7. 5KW×2台	H11
大善寺西	大善寺町夜明581 付近	0.45m ³ /min×2台(うち1台予備)	2. 2KW×2台	H12
安武古賀坂	安武町武島94-1 付近	0.45m ³ /min×2台(うち1台予備)	2. 2KW×2台	H12
大善寺東	大善寺町夜明420-7 付近	0.45m ³ /min×2台(うち1台予備)	3. 7KW×2台	H12
荒木白口	荒木町白口994-6 付近	0.45m ³ /min×2台(うち1台予備)	1. 5KW×2台	H12
安武小島	安武町武島1799-1 付近	0.45m ³ /min×2台(うち1台予備)	1. 5KW×2台	H13
安武大島	安武町武島2291-1 付近	0.45m ³ /min×2台(うち1台予備)	2. 2KW×2台	H14
荒木追敵	荒木町荒木1082-9 付近	0.71m ³ /min×2台(うち1台予備)	3. 7KW×2台	H14
安武山浦	安武町武島山浦2700 付近	0.45m ³ /min×2台(うち1台予備)	2. 2KW×2台	H15
荒木古賀	荒木町荒木1820 付近	0.45m ³ /min×2台(うち1台予備)	1. 5KW×2台	H15
大善寺藤吉	大善寺町藤吉334-5 付近	0.45m ³ /min×2台(うち1台予備)	2. 2KW×2台	H20
大善寺黒田南	大善寺町黒田1056 付近	0.45m ³ /min×2台(うち1台予備)	3. 7KW×2台	H20
黒田宮の前橋	大善寺町黒田278 付近	0.45m ³ /min×2台(うち1台予備)	2. 2KW×2台	H14
荒木八牟田	荒木町荒木738 付近	0.45m ³ /min×2台(うち1台予備)	2. 2KW×2台	H20
荒木藤光	藤光町925-612 付近	0.45m ³ /min×2台(うち1台予備)	2. 2KW×2台	H20
藤光栢ヶ浦南	藤光町925-835 付近	0.45m ³ /min×2台(うち1台予備)	1. 5KW×2台	H20
藤光栢ヶ浦北	藤光町925-607 付近	0.3m ³ /min×2台(うち1台予備)	1. 5KW×2台	H20
上津川原橋	上津町64-7 付近	0.45m ³ /min×2台(うち1台予備)	1. 5KW×2台	H20
上津小東	上津町1831-2 付近	0.283m ³ /min×2台(うち1台予備)	0. 75KW×2台	H23
久工大西	上津町2228-322 付近	0.283m ³ /min×2台(うち1台予備)	1. 5KW×2台	H23
相川橋	荒木町荒木1993 付近	0.21m ³ /min×2台(うち1台予備)	2. 2KW×2台	H23
上津中尾山南	上津町1816-10 付近	0.159m ³ /min×2台(うち1台予備)	0. 75KW×2台	H24
上津中尾山北	上津町1814-4 付近	0.159m ³ /min×2台(うち1台予備)	0. 75KW×2台	H24
上津北宇土	上津町2228-385 付近	0.159m ³ /min×2台(うち1台予備)	3. 7KW×2台	H24
八反田橋	荒木町荒木61-7 付近	1.14m ³ /min×2台(うち1台予備)	2. 2KW×2台	H25
荒木北山東	荒木町白口1774-1 付近	0.23m ³ /min×2台(うち1台予備)	0. 75KW×2台	H25
荒木北山西	荒木町白口1761-3 付近	0.159m ³ /min×2台(うち1台予備)	0. 75KW×2台	H25
企業団北	荒木町白口86-3 付近	0.159m ³ /min×2台(うち1台予備)	0. 75KW×2台	H25
桜尾橋	上津町2185 付近	0.159m ³ /min×2台(うち1台予備)	3. 7KW×2台	H25
白口踏切北	荒木町白口1200 付近	0.159m ³ /min×2台(うち1台予備)	0. 75KW×2台	H26
荒木今町橋	荒木町白口841-1 付近	0.252m ³ /min×2台(うち1台予備)	0. 75KW×2台	H27
安武駅南	安武町安武本3369 付近	0.159m ³ /min×2台(うち1台予備)	0. 75KW×2台	H27
城島大橋	城島町内野330-5 付近	1.713m ³ /min×2台(うち1台予備)	7. 5KW×2台	H27
荒木陣の前橋	荒木町白口454-2 付近	0.159m ³ /min×2台(うち1台予備)	0. 75KW×2台	H28
上津湯納楚	上津町2228-74 付近	0.159m ³ /min×2台(うち1台予備)	1. 5KW×2台	H28
三猪新領橋	三猪町高三猪1560-4 付近	1.146m ³ /min×2台(うち1台予備)	11KW×2台	H28
荒木十字路北	荒木町下荒木229-2 付近	0.159m ³ /min×2台(うち1台予備)	1. 5kW×2台	H29
藤光大寺尾橋	藤光町1326-5 付近	0.159m ³ /min×2台(うち1台予備)	0. 75kW×2台	H29
大善寺宮本	大善寺町宮本557-2 付近	0.159m ³ /min×2台(うち1台予備)	0. 4kW×2台	H29
藤山西	藤山町1627-6 付近	0.159m ³ /min×2台(うち1台予備)	2. 2kW×2台	H29
藤山東	藤山町1600-16 付近	0.159m ³ /min×2台(うち1台予備)	1. 5kW×2台	H29
藤光小原橋	藤光町791-2 付近	0.159m ³ /min×2台(うち1台予備)	0. 75kW×2台	H30
下荒木	荒木町下荒木2604-1 付近	0.159m ³ /min×2台(うち1台予備)	0. 75kW×2台	H30
城島支所北	城島町檜津750-1 付近	0.571m ³ /min×2台(うち1台予備)	3. 7KW×2台	H30
藤田和田橋	荒木町藤田1281 付近	0.159m ³ /min×2台(うち1台予備)	0. 75kW×2台	H30
上津松本橋	上津町207-2 付近	0.156m ³ /min×2台(うち1台予備)	0. 75kW×2台	R1
下荒木新山	荒木町下荒木1650 付近	0.191m ³ /min×2台(うち1台予備)	1. 5kW×2台	R2
野添公園東	上津町2203-403 付近	0.187m ³ /min×2台(うち1台予備)	0. 75kW×2台	R2
永代橋西	荒木町荒木3724-1 付近	0.187m ³ /min×2台(うち1台予備)	0. 75kW×2台	R3
永代橋北	荒木町荒木6039 付近	0.187m ³ /min×2台(うち1台予備)	0. 75kW×2台	R3
荒木今村北	荒木町今231-3 付近	0.159m ³ /min×2台(うち1台予備)	1. 5kW×2台	R4
藤山配水場	藤山町720-1 付近	0.18m ³ /min×2台(うち1台予備)	1. 5kW×2台	R5
藤山井樋口橋	藤山町1003 付近	0.159m ³ /min×2台(うち1台予備)	0. 75kW×2台	R5